

函館市広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、函館市広告掲載要綱（以下「要綱」という。）に規定する基準として定めるものであり、広告媒体への広告掲載の可否等については、この基準に基づき判断を行うものとする。

(広告の範囲)

第2条 要綱第3条第10号に規定する広告媒体に掲載する広告として不適当な例とは、次に掲げるものをいう。

(1) 業種または事業者

- ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「風俗営業」およびそれに類似する業種
- イ 消費者金融にかかるもの
- ウ たばこ製造業
- エ 法律の定めのない医療類似行為を行う業種
- オ 訪問販売等に関する法律に規定する「通信販売」、「訪問販売」にかかるもの（特定商取引法第30条に規定する「通信販売協会」に加盟している者を除く。）
- カ 利殖を目的とした投資・投機のおっせん、勧誘、募集等を専ら行う事業者
- キ 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
- ク 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や事業者

(2) 掲載内容

- ア 不当景品類及び不当表示防止法第4条各号に規定する表示に該当すると認められる広告
- イ 氏名、写真、談話、肖像、商標等を無断で使用し、または著作権等を侵害するおそれのある広告
- ウ 人権を侵害し、または差別を助長するおそれがある広告
- エ 青少年の保護または健全な育成に悪影響をおよぼすと考えられる広告
- オ 特定の業者に不利益を与える広告
- カ 投機、射幸心を著しくあおる広告
- キ 責任の所在および内容が不明確な広告
- ク 名誉毀損、プライバシーの侵害等のおそれがある広告
- ケ 非科学的または迷信に類するもので、利用者を迷わせたり、不安を与えるおそれのある広告
- コ デザインおよび色彩が著しくけばけばしいなど、紙面およびホームページとの調和を損なうと認められる広告
- サ デザインがけばけばしいなど、公衆に不快の念をいだかせる恐れのある屋外広告物

(優先的な掲載)

第3条 要綱第7条第2項に規定する広告の掲載は、まず公共性の高いもの、次に地域性の高いものを優先的に掲載するものとし、その優先順位は下記のとおりとする。

(1) 国，政府関係機関，地方公共団体に類するもの

公社，公団，事業団，政府関係機関，独立行政法人，国や地方公共団体と密接な関連をもって運営される公益法人等

(2) 私企業のうち公共性の高いもの

電力，都市ガス，運輸（鉄道，バスなど），通信，放送，各種銀行，信用金庫，信用組合のほか，政府や地方公共団体が公益性を保持する観点から経営に参画する企業

(3) 市内に本社，支店，営業所，店舗等を有する企業，事業者等または商店街，専門店街などの連合体

(4) その他適当と認めるもの

附 則

(施行期日)

この基準は、平成18年12月6日から施行する。